

## 労災保険のQ&A

**Q** 当社の社員が海外出張中に誤って転倒しけがをしました。その日は休日で、翌日の業務に備えての移動中に起きた事故ですが、労災保険は適用されますか？

**A** 労災保険法の適用については、原則として属地主義がとられており、海外の事業場に所属し、その事業場の指揮命令に従って業務を行う海外派遣者に関しては、日本の労災保険法の適用はありません。しかし、国内の事業に属する労働者が出張業務で海外に出張中に生じた災害は、国内と同様に労災保険法が適用されます。

出張業務については、通常、出張の全過程について事業主の支配下にあると考えられるので、出張中は、私的行為を除いて業務遂行性が認められることとなります。

また、今回のけがは、休日の移動中の事故によるものですが、出張開始後の災害であり、業務遂行性が否定されるものではなく、転倒の原因が私的行為等に基づくものでないかぎり、業務遂行性も認められると考えられます。

労災保険では、労働者が被った災害が業務災害であるか否かの認定が重要な問題となります。業務上の傷病等と認められるには、第一次的に「業務遂行性」が認められなければならないとされており、第二次的に「業務起因性」が成立しなければならないとされています。



- 業務遂行性とは、労働者が労働関係のもとにあること、すなわち、労働者が労働契約に基づいて事業主の支配下にあることをいいます。
- 業務起因性とは、業務と傷病等との因果関係をいいます。

ところで、海外に出張ではなく、海外の事業場に派遣され、その事業場の指揮命令下で業務を行う海外派遣者の場合についてですが、諸外国の中には、労災補償制度が整備されていなかったり、労災補償制度があったとしても、日本の労災保険給付の水準より低く、日本国内で労災を被った場合には当然受けられるような保険給付が受けられないことがあります。このような海外での労災に対する補償対策として「特別加入制度」(海外派遣者)が設けられています。

**Q** 当社は、派遣労働者を受け入れています。もしこの派遣労働者が業務中にけがをした場合、派遣先である当社が労災保険の手続きをするのでしょうか？

**A** 派遣労働者については、派遣元事業主に災害補償責任を負わせていると考えられており、労災保険法の適用に関しては、「派遣労働者含めた派遣元事業場を一の事業として取り扱う」(昭61.6.30基発第383号)とし、派遣元事業主を労災保険の適用事業とすることが適当としています。

実際に派遣労働者が災害にあった場合の手続きの注意点は、下記ようになります。

- ・ 労災保険給付の請求書の事業主証明は、派遣元事業主が行います。
- ・ ①派遣先事業主が作成した災害状況のわかる書類(労働者死傷病報告の写しなど)及び、②労働者派遣契約の内容等が記載された派遣元管理台帳の写しを請求書に添付します。
- ・ 労働者死傷病報告は、派遣元と派遣先の各々が各々の管轄の労働基準監督署長に行います。